

食品表示法に基づく袋詰め玄米・精米の表示

消費者に対して販売する容器包装に入った玄米・精米は、食品表示法に基づく「食品表示基準」に従って表示しましょう。

【表示すべき事項】

名 称	○「玄米」…もみからもみ殻を取り除いて調製したもの ○「うるち精米」又は「精米」…玄米のぬか層の全部又は一部を取り除いて精白したもの ※うるち精米のうち胚芽を含む精米が全体の80%以上の場合は「胚芽精米」 ※「白米」「精白米」等の表示はできません。 ○「もち精米」…精米のうち、でん粉にアミロース成分を含まないもの
原料玄米 ※製品の原料として使用される玄米	○「単一原料米」又は「複数原料米」など并表示した上で、「産地」等を表示 農産物検査による証明を受けていない場合であっても、産地、品種及び産年の根拠を示す資料※を保管することで、産地、品種及び産年の表示が可能 品 種：種苗法に基づき品種登録又は品種登録出願された品種（根拠資料が保管されているもの）
内 容 量	内容量をg又はkgの単位で、単位を明記して表示します。
精米時期 (調製時期)	○精米の場合 原料玄米を精白（とう精）した時期を、「年月上旬／中旬／下旬」、又は、「年月日」で表示 ○玄米の場合 原料玄米を調製（粳摺り・選別）した時期を、「年月上旬／中旬／下旬」、又は、「年月日」で表示 ※「上旬」…月の1日から10日まで、「中旬」…月の11日から20日まで、「下旬」…月の21日から末日まで ※容器包装に入れた時期、年月日とは、必ずしも一致しません。
販 売 者	販売業者等の氏名又は名称、住所及び電話番号を表示します。 ※表示を行う者が精米工場の場合は、「販売者」を「精米工場」に変更します。

○文字の大きさ…12ポイント（内容量が3kg以下のものは8ポイント）以上とします。

○一括表示欄には、生産者名、保存方法、分つき米である旨、食味を表す分析データ、品評会等での受賞歴など、消費者が商品を選択するうえで参考になる情報を表示することが可能です。

【根拠を示す資料※とは…】

調製年月日、精米年月日又は輸入年月日
から3年間保管

—生産段階の資料—

- ①農産物検査法による証明を受けたもの・・・農産物検査証明書
- ②農産物検査法による証明を受けてないもの（ア及びイ）
ア どのような種苗を用いて生産されたのかが分かる資料・・・種苗の購入記録等
イ 全体の作付け状況等に対する品種ごとの作付け状況が分かる資料・・・水稻共済細目書異動申告書、営農計画書、営農日誌等



—流通段階の資料—

- ①原料米穀の産地、品種又は産年が記載されている規格書、送り状、納品書通関証明書 等
- ②原料米穀を当該製品に使用した実績が分かるもの・・・調製、精米及び小分けにした米の指示書、原料受払簿、精米記録、とう精台帳、仕様書等

単一原料米

産地・品種・産年が同一であり、かつ、その根拠を示す資料を保管している原料玄米については、「単一原料米」と表示し、その産地・品種・産年を併記します。

(表示例 1)

全ての原料玄米について農産物検査法による証明を受けており、その確認方法を表示する場合

名 称	精 米		
原 料 玄 米	産 地	品 種	産 年
	単一原料米(農産物検査証明済)		
	千葉県	コシヒカリ	〇年産
内 容 量	〇kg		
精米時期	令和〇〇年〇〇月〇旬		
販 売 者	〇〇米穀株式会社		
	千葉県〇〇市〇〇町△△-△ 電話番号〇〇〇(〇〇〇)〇〇〇〇		

(表示例 2)

産地、品種及び産年が同一の「農産物検査法による証明を受けた原料玄米」と「農産物検査法による証明を受けていないが、根拠資料を保管している原料玄米」を混合しており、それらの確認方法を表示する場合

名 称	玄 米			
原 料 玄 米	産 地	品 種	産 年	使用割合
	単一原料米			
	千葉県	コシヒカリ	〇年産	
	農産物検査証明による確認 種子の購入記録及び生産記録による確認			
内 容 量	〇〇kg			
調製時期	令和〇〇年〇〇月〇旬			
販 売 者	千葉 太郎			
	千葉県〇〇市〇〇町△△-△ 電話番号〇〇〇(〇〇〇)〇〇〇〇			

(枠外表示例)



- 注 1 農産物検査法による証明を受けた玄米と農産物検査法による証明を受けていない玄米双方の産地、品種及び産年が同一であれば、「単一原料米」となります。
- 注 2 複数のほ場で収穫された玄米であっても、産地、品種及び産年が同一である原料玄米を用いていれば、「単一原料米」となります。
- 注 3 「単一原料米」と表示するには、産地、品種及び産年の根拠を示す資料を保管する必要がある、資料を保管していなければ、産地、品種及び産年が同一である原料玄米とみなされません。



【食品表示基準を守らないときは・・・】

罰則

改善指示・公表

食品表示基準を守るよう指示
同時に公表

指示に
従わない場合

改善命令

指示に従うよう命令
同時に公表

命令に
従わない場合

○個人…1年以下の懲役又は
100万円以下の罰金
○法人…1億円以下の罰金

直罰規定

原産地（原材料の原産地を含む）について、虚偽の表示をした食品を販売した場合は、状況に応じて直罰規定を適用

○個人…2年以下の懲役又は
200万円以下の罰金
○法人…1億円以下の罰金

単一原料米以外

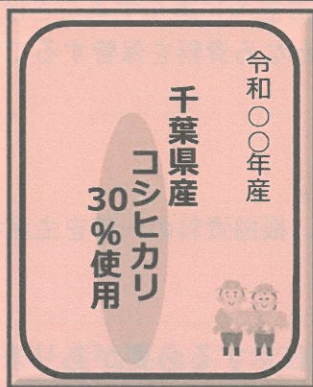
「複数原料米」等原料玄米の産地、品種及び産年が同一でない旨を表示し、産地及び使用割合を併記します。その際、国産品及び輸入品の原産国ごとに使用割合の高い順に表示します。

(表示例3)

産地、品種又は産年が異なる「農産物検査法による証明を受けた原料玄米7割」と「農産物検査法による証明は受けていないが、根拠資料を保管している原料玄米3割」を混合し、それらの確認方法を表示する場合

名 称		精 米			
		産 地	品 種	産年	使用割合
原 料 玄 米	複数原料米				
	国内産			10割	
	〇〇県産 〇〇〇〇 〇〇年産 7割 農産物検査証明による 千葉県産 コシヒカリ 〇〇年産 3割 種子の購入記録及び生産記録による				
内 容 量		〇kg			
精米時期		令和〇〇年〇〇月〇日			
販 売 者	千葉 太郎				
	千葉県〇〇市〇〇町△△-△ 電話番号〇〇〇(〇〇〇)〇〇〇〇				

(枠外表示例)



(表示例4)

品種及び産年の根拠資料は保管していない（又は品種及び産年を表示しない）もので、産地については、米トレーサビリティ法により伝達された根拠資料を保管した場合で、その確認方法を表示する場合

名 称		玄 米		
原 料 玄 米	産 地	品 種	産年	使用割合
	複数原料米			
	国内産		10割	
	〔千葉県(米トレーサビリティ法による伝達)10割〕			
内 容 量		〇〇kg		
調製時期		令和〇〇年〇〇月〇日		
販 売 者	〇〇米穀株式会社			
	千葉県〇〇市〇〇町△△-△ 電話番号〇〇〇(〇〇〇)〇〇〇〇			

(枠外表示例)



- 注1 原料玄米欄の「複数原料米」の表示は、「ブレンド米」など同様の意味の用語でも構いません。
- 注2 使用割合が5割未満の原料玄米（表示例の場合コシヒカリ）について欄外に表示する場合は、使用割合を最も大きな文字と同等程度以上の大きさで表示する必要があります。

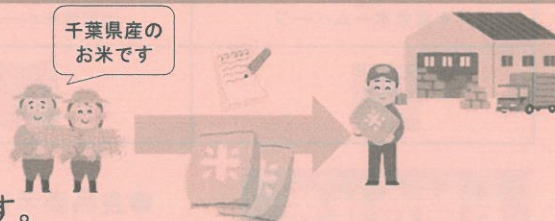
- 注1 単一原料米以外の原料玄米の産地、品種又は産年のうち、根拠資料を保管している表示事項の一部について対応する使用割合と併せて表示することができます。
- 注2 産地、品種及び産年の全部又は一部の根拠資料の保管をしている複数の原料玄米を混合して用いた場合は、一部の原料玄米のみについて表示することができます。
- 注3 一括表示欄で表示されていない産地、品種又は産年について、事実に基づき一括表示欄以外の箇所に表示することは可能です。

【米トレーサビリティ法とは・・・】

(米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律)

米穀事業者に対して、以下の2点が義務付けられています。

- ✓米穀等の譲受け、譲渡し（搬出、搬入）を行った場合に、取引等の記録を作成・保存すること
- ✓取引先や消費者に産地情報を伝達すること



よくある質問

Q 1 産年及び精米時期を欄外に表示できますか。

一括表示欄の該当する箇所に記載箇所を表示すれば、他の箇所に産年及び精米時期を表示することができます。

例 : ○「枠外右側面下に記載」、「反対面下部に表示」

不適切な例 : ×「欄外に記載」



Q 2 新米と表示できるのは、どのような場合ですか。

原料玄米が生産された当該年の12月31日までに容器包装に入れられた玄米と

原料玄米が生産された当該年の12月31日までに精白され、容器包装に入れられた精米です。

Q 3 通信販売する玄米及び精米も対象となるのですか。

消費者に販売する場合には、玄米及び精米を入れている容器包装に表示が必要です。

Q 4 業者間の取引（業務用）にも表示が必要ですか。

業者間の取引にも、原則として表示が義務付けられています。

食品表示法では、外食店やインスタ加工向けのみには供給されることが確実な原材料（外食業者に直接卸されるもの等）については、表示義務の対象になっていませんが、

米トレーサビリティ法では、外食事業者用であっても、指定米穀等（玄米、精米、もみ、碎米）であれば、原料米について産地情報の伝達が義務付けられています。

Q 5 一括表示欄で表示されていない産地、品種又は産年を一括表示欄以外の箇所に表示してはいけないのですか。

品種又は産年について、事実に基づき一括表示欄以外の箇所に表示することは可能です。

この場合、一括表示内にも表示すること及びその根拠となる資料を保管することが望ましいです。

Q 6 根拠を示す資料を保管するのは誰ですか。

表示内容に責任を有する者が保管する必要があります。

ただし、表示内容の根拠を速やかに確認できる場合は、根拠資料の一部を生産者等が保管していても問題ありません。

Q 7 産地・品種・産年の根拠を確認した方法は、必ず表示する必要がありますか。

任意で表示することが可能であり義務表示ではありませんが、消費者の自主的かつ合理的な選択に資する表示事項であることから、表示することが望ましいです。

詳しくはこちら

食 品 表 示 法		米トレーサビリティ法	
千葉県ホームページ	消費者庁ホームページ	千葉県ホームページ	農林水産省ホームページ
			

お問合せ先

●食品表示法・米トレーサビリティ法

千葉県 農林水産部 環境農業推進課

☎ 043-223-3082

●農産物検査法

千葉県 農林水産部 生産振興課

☎ 043-223-2830